

執筆者:

[E-mail](mailto:hiroshige@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:hiroshige@nishimura-asahi.com) 廣澤 太郎

[E-mail](mailto:mizuki@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:mizuki@nishimura-asahi.com) 水口 敦喜

[E-mail](mailto:chikuni@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:chikuni@nishimura-asahi.com) 村田 知信

[E-mail](mailto:phamquoc@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:phamquoc@nishimura-asahi.com) Pham Quoc Thai

2022年6月16日、ベトナム国会は、95.58%の賛成票を得て、知的財産法の改正及び補足に関する法律第07/2022/QH15号(以下「改正法」という。)を成立させた。改正法の目的は、現行の知的財産法(以下「現行法」という。)の問題点に対応すること、及び、ベトナムが近年加盟した条約である環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)、EU・ベトナム自由貿易協定(EVFTA)及び地域的な包括的経済連携協定(RCEP)を遵守するための規定を設けることにある。

改正法は2023年1月1日から施行される。もともと、音商標の保護に関する規定については2022年1月14日に遡って施行され¹、また、農業に使われる試験データの保護に関する規定については2024年1月14日から施行される予定である²。

本改正案では、著作権に関する条文を中心に多数の改正が加えられているが、その中には、新しいルールの導入というより、現行法において不明確であった点や下位規則においてのみ定められていた点の明確化、文言の整備等がなされている箇所も多い。そのような改正も含めると改正は多岐にわたるが、本稿では主な改正点をいくつか紹介する。

1. 著作権関連

(1) 著作権侵害に関する規定の整備

現行法には、侵害となる行為が十分に規定されていないため侵害が成立する範囲が不明確になり得るという問題がある。改正法は、当該問題に対応するため、著作権侵害の定義規定の整備を行った。例えば、現行法上、保護される著作権は、日本における著作権に該当する財産権と日本における著作者人格権に該当する人格権に分けられるが、改正法は、これらの侵害行為を「財産権/人格権を害すること」と定義した上で、権利の内容を具体的に列挙している。また、改正法は、技術的保護手段の無効化、権利管理情報の削除等に関する侵害行為の範囲を明確にするとともに、インターネットサービスプロバイダ等の通信事業者が著作権侵害責任を負う場合を規定している³。

(2) 権利制限規定の整備

現行法には、著作権侵害が成立しない場合(権利制限規定)が十分に規定されていないため侵害が成立する範囲が不明確になり得るという問題がある。改正法は、当該問題に対応するため、私的複製、引用、非営利上演等の現行法にも存在する権利制限規定の文言を整備しつつ、障害者向けの著作物の利用や以下のような場合に適用される新たな権利制限規定を導入している⁴。

¹ 改正法3.2条。この点について、本規定の施行日をこのように設定することは、CPTPPにおけるベトナムのコミットメントを遵守し、ベトナムに対するCPTPPの発行日(2019年1月14日)から遅くとも3年以内に音商標の登録を可能にするためであると考えられる。

² 改正法3.3条。この点について、本規定の施行日をこのように設定することは、CPTPPにおけるベトナムのコミットメントを遵守し、ベトナムに対するCPTPPの発行日(2019年1月14日)から遅くとも5年以内に農業に使われる試験データの保護について一定の措置を講ずるためであると考えられる。

³ 改正法1.8条(現行法28条を改正するもの)。

⁴ 改正法1.5条(現行法20.3条を改正するもの)、改正法1.7条(現行法25条を改正し25a条を追加するもの)。

- ・ 改正法に規定された他の権利を行使するためにのみ著作物を複製する場合、通信事業者を介した第三者間のネットワーク内伝送のための装置の運用に伴う技術的過程において一時的に著作物を複製する場合、又は、独立した営利目的を有することなく著作物を合法的に用いる場合に技術的プロセスにより一時的に複製を作成する場合であって当該複製が自動的に消去され復元不能となるとき
- ・ 著作権者によって頒布が実施され又は頒布することを許諾された著作物の原作品又は複製物を、これに引き続き頒布し又は頒布のために輸入する場合

(3) 著作物の共同著作者とされる基準及び共同著作物に適用されるルールの明記

現行法では、下位規則において、著作物を共同して創作した者は当該著作物の「共同著作者」とされ、一方で、他者が著作物を創作するにあたり、これを支援し、助言し、あるいは資料等を提供したにとどまる者は、著作者とも共同著作者ともされない旨が規定されている⁵。改正法は、このような解釈を法律において明文化するとともに、2人以上の者が各々の貢献が全体として完全に結合されることを意図して創作を行った場合には、それらの者が共同著作者となる旨を規定している⁶。

また、改正法では、共同して創作された著作物に関する財産権/人格権は、共同著作者の同意がない限り行使できないことが明記された⁷。条文上必ずしも明確ではないが、著作権を共有とした場合、侵害者に対する権利行使、持分の譲渡、ライセンス、分離が困難な著作物の利用のいずれについても共有者の同意が必要だと解される可能性が高いと考えられる。

(4) 人格権の譲渡可能性に関する変更

現行法では、人格権のうち、著作物を公表する権利及び他者が著作物を公表することを許諾する権利のみが譲渡できるとされている⁸。改正法は、人格権のうち著作物に題号を与える権利についても、財産権の譲渡とともに当該譲渡を受ける組織や個人に移転できるものとした⁹。なお、同一性保持権等のその他の人格権については、引き続き譲渡ができないものとされている。

2. 商標権関連

(1) 音商標の追加

音商標は、伝統的な商標ではないものの、多くの国で登録商標として保護されている。改正法により、ベトナムにおいても、音商標が保護される登録商標の一つとして認められた。具体的には、文字・言葉・図面・ホログラムを含む画像・これらの組み合わせによって、単色もしくは複数色で表現されることにより可視となる標章又は図形的に表現可能な音の標章が保護対象とされている。また、出願において提出する音商標の例示は、オーディオファイル及び当該音商標の図形的表現でなければならないとされている¹⁰。もっとも、実際に音商標を出願した場合の審査の詳細等については、現時点では不明確な点が多く、今後下位規則等で指針が定められることが期待される。

(2) 商標保護要件の整備

現行法には、商標が保護されるための要件が十分かつ明確に規定されていないという問題がある。改正法は、当該問題に対応するため、いくつかの保護要件について明確化のための修正を加えつつ、新たな保護要件を加えている。例えば、原産地を表示する商標について使用を通じた識別性を獲得すれば保護されることが明記され、先願登録商標との類似を理由として保護されな

⁵ 政令第 22/2018/ND-CP 号 6 条。

⁶ 改正法 1.4 条(現行法に 12a 条を追加するもの)。

⁷ 同上。

⁸ 現行法 19.3、20.3、41.1、45.1、47.1 条。

⁹ 改正法 1.5 条(現行法 19.1 条を改正するもの)。

¹⁰ 改正法 1.20、1.34 条(それぞれ現行法 72.1、105.2 条を改正するもの)。

い場合において、登録終了後 3 年間は保護されないが(現行法では 5 年間)、当該商標が無効とされた又は取り消された場合は保護されることが明記された¹¹。また、以下の標章が登録商標として保護されないことや¹²、悪意による商標出願は無効とされる旨が明記された¹³。

- ・ ベトナムで保護されていたか保護されている植物品種の名称と同一又は混同するほど類似の標章であって、当該標章が同一又は類似の植物品種又は植物品種から収穫される生産物となる商品について登録されているもの
- ・ 出願日以前から広く知られた他人の著作権保護の対象となる著作物に含まれる人物の名称及び画像又はそのキャラクターと同一又は混同するほど類似の標章(ただし、当該著作物の著作権者の許可がある場合を除く。)

なお、悪意による出願が法令上絶対的無効事由として明記されたことにより(下記 4(1)を参照されたい。)、日本等の外国における周知商標がベトナムにおいて無関係の者に出願・登録されるような事態が発生した場合、当該商標出願・登録に対抗し易くなる可能性がある。もっとも、どのような出願が悪意による出願とみなされるのかについては、改正法の条文上は明らかではない。

(3) 周知商標の定義及び認定方法の変更

現行法では、周知商標とは、ベトナム全域に渡って広く知られた商標だと定義されている。改正法では、当該定義が変更され、ベトナム全域に渡って関係する公衆の一部に広く知られているものと定義された。また、周知性の認定方法は、現行法に列挙された 8 つの要素¹⁴の全部を考慮しても一部のみを考慮しても良いことが明記された。当該改正により、需用者層以外の関係しない公衆との関係では周知でなくとも周知商標に該当し得ることや、8 つの要素全てにおいて立証に成功しなくても周知商標と認められ得ることが明確にされたことで、日系企業がベトナムにおける周知性を立証する際のハードルが下がることが期待される。

3. 特許権関連

(1) 第一国出願義務(発明の安全管理に関する規制)の範囲の限定・明確化

現行法には、特許権出願について広範な第一国出願義務が規定されているという問題がある。当該義務は現行法では知的財産法そのものではなく下位規則において規定されており、その内容は以下のとおりである¹⁵。

- ・ ベトナムの組織や個人による発明やベトナムで創作された発明は、ベトナムで出願され、出願日から 6 ヶ月の期間が経過した場合にのみ、外国で工業所有権の保護を受けるための登録出願をすることができる。
- ・ 管轄官庁により告知され、国家機密の保護に関する法律により機密として分類された発明は、外国で工業所有権の保護を受けるための登録出願をすることができない。

このように、現行法では、発明の種類を問わず第一国出願義務が課せられているため、ベトナム子会社で創作された発明を日本において第一国出願したい日系企業にとっては悩みの種となっている。

改正法は、この点に関して条文を新設し、①ベトナムで創作された、②「国防や安全保障に影響を与える技術分野に関する発明」であって、③ベトナムに永住するベトナム市民又はベトナム法に基づき設立された組織が特許を受ける権利を有するもののみが、「安全管理措置」を実施するために、上記第一国出願義務の対象となる(ベトナムで既に登録出願がされた場合にも、外国での登録出願ができる)ことを明記した。また、「出願日から 6 ヶ月の期間の経過」という要件は削除された(すなわち、法令文言上はベトナムで出願を行えば 6 ヶ月の期間経過を待たず他国で出願できるように読み得る)¹⁶。

しかし、改正法の条文からは、どのような発明が「国防や安全保障に影響を与える技術分野に関する発明」に該当するのかや「安全管理措置」がどのような手続きになるのかは不明確である。改正法は上記規制の詳細については下位規則で定めることを

¹¹ 改正法 1.22 条(b)、(c)(それぞれ現行法 74.2 条(e)を改正するもの、現行法に 74.2 条(h)を追加するもの)。

¹² 改正法 1.22 条(d)(現行法に 74.2 条(o)、(p)を追加するもの)。

¹³ 改正法 1.30 条(現行法 96 条を改正するもの)。

¹⁴ 現行法 75 条。

¹⁵ 政令第 103/2006/ND-CP 号(改正を含む)23b 条。

¹⁶ 改正法 1.27 条(現行法に 89a 条を追加するもの)。

想定しているようであるため、これらの点については、下位規則の制定を待つ必要がある。

なお、現行法の下では、上記第一国出願義務が違反された場合、ベトナムでの特許出願が方式審査段階で無効として拒絶されることになるが¹⁷、それ以上の罰則等は規定されていない。改正法においても、条文上は当該建付は維持されており、第一国出願義務に違反して特許出願がされた場合、ベトナムでの特許出願が拒絶されるか、登録された場合でも事後的に無効とされる可能性がある¹⁸。もっとも、今後制定される下位規則においてそれ以上の罰則等が規定される可能性も否定はできないため、留意する必要がある。

(2) 特許拒絶理由の整備

改正法では、特許出願について、以下の場合に登録が拒絶されることが条文上明記された¹⁹。

- ・ 保護を求める発明が原特許出願の明細書に開示された範囲を超える場合(いわゆるサポート要件)
- ・ 当該技術分野の平均的な知識を有する当業者が発明を実施可能な程度に、明細書において発明の内容が十分かつ明確に開示されていない場合(いわゆる実施可能要件)
- ・ 遺伝資源又は遺伝資源についての伝統的知識に基づいて直接創出された発明について、特許出願がその遺伝資源又は遺伝資源についての伝統的知識の出所について開示しないか、開示が不完全である場合
- ・ 発明の安全管理に関する規制(上記(1)で述べた第一国出願義務)に違反して、発明の特許出願を行った場合

また、発明の新規性が失われる場合として、当該発明の特許出願の出願日又は優先日以前に当該発明が開示されていた場合だけでなく、当該発明の特許出願の出願日又は優先日以前に提出されたものの、出願日又は優先日時点では開示されておらず(すなわち当該時点では公知になっておらず)それよりも後になって開示された別の特許出願の明細書において、当該発明が開示されていた場合(いわゆる拡大先願)が追加された²⁰。このような場合にも、登録の要件を満たさないものとして、登録が拒絶されることになる。

4. その他

(1) 工業所有権失効・無効事由の整備

現行法は、商標権、特許権等の工業所有権についてまとめて失効・無効事由を規定しているが、それらは十分かつ明確に規定されていないという問題がある。改正法は、当該問題に対応するため、工業所有権の失効・無効事由を再整理して規定している。

まず、改正法は、現行法に定められた手数料未納、放棄等の場合に加えて、新たに以下の3つの場合について、工業所有権が失効する旨を規定している²¹。

- ・ 商標権者又は商標権者から利用許諾を受けた者による商品又は役務に関する保護された商標の利用が、消費者に対し、当該商品又は役務の性質、品質、原産地に関する誤認を生じさせた場合
- ・ 保護された商標が、当該商標が登録された商品又は役務を示す普通名称となった場合
- ・ 外国の地理的表示が原産国において保護されなくなった場合

また、現行法は、出願人が知的財産権を登録する能力を充足しないか、工業所有権の対象が保護権の付与の時点において保護要件を充足しない場合には、保護権は全て無効とされる(絶対的無効)旨を規定している。改正法では、これらの絶対的無効事由を全て削除し、新たに以下の場合に絶対的無効事由が認められると規定した上で²²、その他の保護要件を満たさない場合に

¹⁷ 省令第01/2007/TT-BKHCHN号(改正を含む)13.2条(h)。

¹⁸ 改正法1.30、1.37、1.42条(それぞれ現行法96.1条を改正するもの、現行法に109.2条(e)を追加するもの、現行法に117.1a条を追加するもの)。

¹⁹ 改正法1.42条(a)(現行法に117.1a条を追加するもの)。

²⁰ 改正法1.19条(現行法60条を改正するもの)。

²¹ 改正法1.30条(現行法に95.1条(h)、(i)、(k)を追加するもの)。

²² 改正法1.30条(現行法96.1条を改正するもの)。

については、管轄官庁が当該工業所有権を全部無効とするか一部無効とするか選択することができるとしている²³。

- ・ 商標登録の出願人が悪意を有していた場合
- ・ 遺伝資源又は遺伝資源についての伝統的知識に基づいて直接創出された発明について、特許出願がその遺伝資源又は遺伝資源についての伝統的知識の出所について開示しないか、開示が不完全である場合
- ・ 発明の安全管理に関する規制(上記 3(1)で述べた第一国出願義務)に違反して、発明の特許出願を行った場合

なお、上記の絶対的無効事由が認められる工業所有権については、期間の制限無く無効決定を求める請求が可能であるが、その他の無効事由については、登録証の公布日から5年間のみ当該請求が可能である。

(2) 異議申立手続きの導入及び不服申立手続き等の明記

現行法には、工業所有権の出願公開後の意見提出手続きに関する規定は存在するが、提出された意見は審査の参考資料とされる旨規定されているだけであって、それ以上の手続きは想定されていない(下位規則には一定の規定が存在する。)。改正法は、当該意見提出手続きとは別の手続きとして異議申立手続きを導入し、工業所有権の出願公開後登録前の一定期間内に異議が申し立てられた場合、知的財産庁は科学技術大臣が規定する手続きに従って当該異議に対応する責任を負う旨定めている²⁴。

また、改正法では、工業所有権に関する登録、延長、無効等について知的財産庁が下した審決に対し、一定の利害関係人は、知的財産庁に対して不服を申し立てるか、裁判所に対して審決の取消しを求める訴訟を提起することができる旨及びその際の手続きが明記された²⁵。現行法には日本における拒絶査定不服審判及び審決取消訴訟に対応する手続きが明記されていないため(下位規則には一定の規定が存在する。)、これらの手続きを法令に明記する改正だと思われる。

(3) 通信事業者の責任に関する規定の導入

改正法は、現行法には存在しなかった、インターネットサービスプロバイダ等の通信事業者の知的財産権侵害責任に関する規定を導入した。具体的には、単なる通信の媒介やキャッシュサーバーへの保存等の情報通信のために技術的に必要となる行為については知的財産権侵害の責任を負わない旨明記された²⁶。また、通信事業者がサービス利用者の請求によって電子データを保存する場合、当該データが著作権等を侵害することを知らず、かつ、知った場合に遅滞なく当該データを削除した又は当該データへのアクセスを遮断した場合には、知的財産権侵害の責任を負わない旨も明記された。

(4) 侵害に対する措置(変更無し)

ベトナムでは、実務上、知的財産権を侵害する者に対する執行手段として、行政当局による差止め等の強制処分(行政的措置)がよく用いられている。改正法の法案審議段階においては、特許権の執行については行政的措置の対象外とする案も存在したが、改正法では当該案は採用されず、現行法と同様の建付が維持されている²⁷。

²³ 改正法 1.30 条(現行法 96.2 条を改正するもの)。

²⁴ 改正法 1.39 条(現行法に 112a 条を追加するもの)。

²⁵ 改正法 1.44 条(現行法に 119a 条を追加するもの)。

²⁶ 改正法 1.77 条(現行法に 198b 条を追加するもの)。

²⁷ 改正法 1.77 条(現行法に 198a 条を追加するもの)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 